

登録利用認定基準一覧表

以下の「基準」に当てはまる予定の方が、預かり保育の登録利用の申請をすることができます。

働いていても基準以下の日数の方や、求職中の方、育児休業中の方は申請をすることができませんので、ご注意ください。

	基準		証明書類	承認期間
1	就労 (外勤または 居宅外自営)	■1日4時間以上かつ月12日以上の就労が常態	・就労証明書 ※様式はホームページ(★)で入手願います。 ※勤務先に記入してもらいます。	就学前まで
2	就労 (内勤または 居宅内自営)		・就労証明書 ※様式はホームページ(★)で入手願います。 ・自営を証明する書類 ※開業届、営業許可証、請負契約書、全部事項証明書、 領収書、請求書、伝票のうちいずれか1点のコピー ・収支報告書(給与形態が「出来高・売上」の方のみ) ※様式はホームページ(★)で入手願います。	就学前まで
3	疾病	■入院 ・預かり保育開始希望月初日から引き続き1か月以上の入院 ■居宅内療養 ・自宅で1日の大半を病床に臥していることが常態 ・精神性疾患があり手帳等級に該当しないもの ・安静を要する状態	・医師の診断書(原本) ※指定の様式はありません。	事由に該当 しなくなるまで
	障害	■身体障害者手帳 1～3級程度 ■身体障害者手帳(聴覚または言語障害) 1～4級程度 ■愛の手帳 1～4度程度 ■精神障害者保健福祉手帳 1～3級程度	・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・愛の手帳の写し	
4	施設等介護	■1日4時間以上かつ月12日以上の介護状況が常態	・被介護者の医師の診断書(原本) ※指定の様式はありません。介護の必要性がわかる記載が必要です。 ・介護状況調査書兼日常生活状況調査票 ※様式はホームページ(★)で入手願います。	事由に該当 しなくなるまで
	自宅介護	■全介護を必要とする者を介護する場合 ■一部介護を必要とする者を介護する場合 ■支援を必要とする者を介護する場合		
5	災害	■災害復旧のために保育に当たれない場合	・罹災証明書	事由に該当 しなくなるまで
6	出産	■出産予定月の前2か月から後2か月の期間内にある方	・母子手帳の写し ※表紙+分娩(出産)予定日が記載されているページ	「出産予定月及びその前後 2か月」の5か月以内
7	就学	■学校教育法に定める学校・職業訓練校に通学 ■その他の学校に通学(1日4時間以上かつ月12日以上のカリキュラ ム)	・在学証明書(または入学許可証) ・カリキュラム(授業形態がわかる書類)	在学終了月まで